

令和
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)
元 年

令和元年十二月十七日(火曜日)

議事日程(第四号)

令和元年十二月十七日 午前十時開議

- 第一 報第四十三号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議第四十四号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第四十五号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定について
- 議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第四十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議第 五十号 五條市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議第五十一号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例について
- 議第 六十号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 議第六十一号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
- 議第六十三号 令和元年度五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
- 第二 議第五十五号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第五十六号 市道路線の認定について
- 議第五十七号 市道路線の認定について
- 議第五十八号 市道路線の変更について

議第五十九号 市道路線の変更について

議第六十二号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

第三 認第一号 平成三十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第三号 平成三十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第四号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第五号 平成三十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第六号 平成三十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

認第七号 平成三十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第八号 平成三十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認第九号 平成三十年度五條市水道事業会計決算認定について

第四 総合体育館における事務の執行についての特別委員会中間報告

第五 発議第十二号 令和元年台風十九号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について

第六 同第十号 五條市公平委員会委員の選任について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第五号)

第一 選第二号 議長の選挙について

追加日程第一 副議長辞職の件

追加日程(第六号)

第二 選第三号 副議長の選挙について

追加日程(第七号)

第三 選第四号 常任委員会の所属変更について

追加日程(第八号)

第四 選第 五号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程(第九号)

第五 選第 六号 特別委員会委員の選任について

追加日程第一 会議録署名議員の指名

追加日程(第十号)

第六 同第 十一号 五條市監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
伊	養	平	牧	吉	窪	岩	福	山	吉
谷	田	岡	野	田		本	塚	口	田
賢	全	清	雅	佳			耕	雅	
司	康	一	正	秀	孝	実	司	範	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事（総務部長）	教育長	副市長	市長
東	谷	水	松	石	井	平	中	辻	和	細	藤	吉	堀	檜	太
	口	本	井	田	上	田	本	田	田	川	原	田	内	内	田
純	晶	俊	和	茂		耕	賢	祥	剛	敬	克	暁	伸	成	好
司	紀	明	永	人	昭	一	二	友	明	太	哉	史	起	吉	紀

十二番	十一番
大	藤
谷	富
龍	美
雄	恵
	子

事務局職員出席者

会計管理者 小森比登美
企画政策課長 西久美
財政課長 西久美
土地開発公社事務局長 松本成人
秘書課長補佐 福本敬志

事務局長 井筒昭則
事務局次長 馬場雅樹
事務局係長 車谷憲隆
事務局主任 芳田佳名子
事務局係員 窪勇人
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。本日の会議中、報道関係に対し傍聴席から写真等の撮影を許可しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。去る十二月十日の本会議中の議場において伊谷賢司議員が傍聴席の傍聴人に対し、控室から飲料水の提供を行いました。この行為につきまして、五條市議会傍聴規則第八条で定められている傍聴人の守るべき事項である飲食又は喫煙をしないことについて違反を助長する行為であり、また条例規則を遵守しなければならない市議会議員としての品位と倫理を欠く行為でありますので、この議場で厳重注意をいたします。

伊谷賢司議員の発言を許します。伊谷賢司議員。

○一番（伊谷賢司）このたびは私の軽率な行為により議会の倫理の方、また議場のルールを無視しました。よって皆様に大変御迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（平岡清司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第四十三号、議第四十四号、議第四十五号、議第四十七号、議第四十八号、議第五十号、議第五十一号、議第六十号、議第六十一号及び議第六十三号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第四十三号、議第四十四号、議第四十五号、議第四十七号、議第四十八号、議第五十号、議第五十一号、議第六十号、議第六十一号及び議第六十三号の十議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十三号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に關し必要な事項を定めるために条例の制定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、会計年度任用職員の人数をただしたのに対し、「新年度以降の予算編成はまだであるが、現在の臨時職員数は三百二十九名で、想定としては、フルタイム会計年度任用職員が約二割、パートタイム会計年度任用職員が約八割である。」との答弁があり、委員から、現在の臨時職員が雇用されるとすると

幾ら人件費の増加が見込まれるかをただしたのに対し、「新年度予算編成の作業中であるが、現在の人数を雇用した場合は、一億円以上の人件費の増加が見込まれる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十四号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度が導入されること並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第四十四条において、地方公務員法の一部が改正されたことに準じ、所要の改正を行うため、五條市政治倫理条例ほか十二条例を一括して改正するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十五号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定につきましては、賀名生分校の生徒の家族で、将来五條市に定住することを目的に生活を行う者の便宜を図るため、賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅を設置するものであり、入居者の資格は賀名生分校の生徒を構成員に含む家族としており、住宅の使用料は一戸月額三万円、駐車場の使用料を三千元とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、入居の審査基準をただしたのに対し、「今後規則で制定するが、予定を記載した定住計画書を提出してもらい、教育委員会内で審査会を設けて審査を進めていきたいと考えている。」との答弁があり、委員から、明確な入居の審査基準を示してもらいたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和元年八月七日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、関係条例の一部を改正し、併せて成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正を始め、同法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、人件費が幾ら増加するかをただしたのに対し、「約九百四十万円の増加を見込んでいます。」との答弁があり、委員から、本市のラスパイルズ指数をただしたのに対し、「平成三十年度のラスパイルズ指数は、九五・七で県内十二市の中で最下位である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、令和元年八月七日付の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、関係条例の改正を行うもので、委員から、本市議会議員の報酬は四十一万八千円であり、県内で同じような人口の市と比べると高い方であるとの意見がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づき、宇智小学校と阿太小学校を統合し、名称を五條市立五條東小学校とし、位置を五條市今井町一一五三番地とし、また、五條中学校と野原中学校、西吉野中学校を統合し、新たに五條中学校とするため、第四条の表中、五條市立野原中学校の項及び五條市立西吉野中学校の項を削るもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 五條市立奈良県立五條高等学校寄賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校寄賀名生分校の全国募集に伴い、次年度入学生の寄宿舎への入寮により居住室の不足が見込まれることから、新設寮を設けるためのもので、寄宿舎の名称を五條高等学校寄賀名生分校寄宿舎第一桜花寮とし、新たに五條高等学校寄賀名生分校寄宿舎第二桜花寮を加え、寄宿舎の使用料を改めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在ある寄宿舎との使用料の比較をただしたのに対し、「同額で設定している。」との答弁があり、委員から、寄宿舎の使用料は、市長が必要と認めるときとは、どういった場合に減免することができるかをただしたのに対し、「生活保護世帯等が申請した場合に全額の減免を想定している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、特定非営利活動法人維新の魁・天誅組理事長柴田知啓五條市丹原町四〇四番地で、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で指定の期間は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料をただしたのに対し、「一年間二百八十万円、三年間で八百四十万円である。」との答弁があり、委員から、公募するに当たり特段難しい要件があるかをただしたのに対し、「市内に在住する団体という要件であるので、特段難しい要件はない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、特

定非営利活動法人大和社中理事長 中 純宏五條市五條三丁目一番二三号で、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体で指定の期間は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料をただしたのに対し、「一年間二百九十八万五千円、三年間で八百九十五万五千円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに債務負担行為等の補正で、歳入歳出予算としては五千二十六万円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに二百十九億六千六百三十三万六千円とするもので、歳出予算の主な内容は、企画費の幻の五新鉄道活用事業委託料並びにふるさと五條市応援寄附金業務委託料九百六十万円、西吉野支所費の幻の五新鉄道活用プロジェクト事業委託料更正減百万円、基金費のふるさと五條市応援寄附金積立金一千百万円、賦課徴収費の償還金利子及び割引料の一千三百八十万円、学校適正化事業費の委託料及び工事請負費六百五十万円、認定こども園整備事業費の工事請負費九百万円等であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金及び市債で賄うもので、繰越明許費については、（仮称）二見地区多目的広場整備事業七千七百六十万円、道路維持修繕事業二千万円、道路改良事業七千二百万円、防災行政無線整備事業二億一千五百万円、野原中学校改修事業三百万円、（仮称）五條A認定こども園整備事業九百万円で、債務負担行為の補正については、スクールバス運行管理業務委託、期間を令和元年度から令和六年度とする限度額一億三千三百三十万円、野原中学校改修事業、期間を令和二年とするとする限度額四億九千万円、（仮称）五條A認定こども園整備事業、期間を令和二年度から令和三年度とする限度額八億四千万円、（仮称）五條C認定こども園設計業務委託、期間を令和元年度から令和二年度とする限度額一千百万円、五條市立民俗資料館指定管理料、期間を令和元年度から令和四年度とする限度額八百万円、五條市新町まちや館指定管理料、期間を令和元年度から令和四年度とする限度額八百九十五万五千円、オリンピック聖火リレー事業、期間を令和二年度とする限度額二百八十万二千円を追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、幻の五新鉄道活用事業についてどのような催しを考えているかをただしたのに対し、「従来からの木レールイベントに加え、未成線ウォーキング、五新線マルシェといったイベントを組み合わせて考えている。」との答弁があり、委員から、野原中学校改修事業の内容についてただしたのに対し、「中学校規格から小学校規格への改修を基本に、教室等の配置の変更及びプールの改修、特別支援を要する児童への配慮としてのエレベーター設置、老朽化に伴う屋上防水等を計画している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「学校適正化事業並びに認定こども園整備事業について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十二番大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、反対討論をさせていただきます。

この条例は五條市議会議員の期末手当の増額という内容の条例でございます。

現在、五條市議会議員の今年の期末手当を明らかにしますと、夏の期末手当は百一万五千二百七十七円でした。この冬の期末手当ももう既に支給されておりますけれども、これも百一万五千二百七十七円であります。この改正の中の一〇〇分の一六七・五を一〇〇分の一七二・五に改めるといのがございますけれども、この引上げをされますと、一人当たり三万三千五百円引き上がるようになります。もう既に十二月分の期末手当はいただいておりますけれども、これが可決されますと、三万三千五百円追加支給されるということになるわけです。

第二条の来年の六月の期末手当に関するところで、一〇〇分の一七二・五を一〇〇分の一七〇に改めるといのがありますけれども、これは数字では下がったように思いますけれども、現在の一〇〇分の一六七・五と比較しますと、約一〇〇分の七〇ですから、約二・五引き上がるということですね。この二・五の分の金額はちよつと正確な計算ができておりませんが、その分だけは上がるということであつて、現在よりも下がることは一〇〇パーセントないという議案の内容になっております。

そしたら議員の報酬や政務活動費について人口が大体同じ御所市・葛城市・宇陀市と比較をさせていただきますかと思はれますけれども、五條

市は現在人口約三万一千人です。議員定数が十二名であります。御所市は人口が約二万六千二百七十六人です。市議会議員の定数は十三名であります。そして葛城市は人口三万七千三百二十七人で、議員定数は十五名であります。宇陀市は人口三万七百八十四人で、議員定数は十四名であります。まあ五條市の市議会議員の議員定数は一番少ないわけでありまして、報酬と政務活動費を明らかにしますと、五條市の市議会議員の報酬は四十一万八千円、政務活動費は年間三十六万円、基準をクリアすれば三十六万円使用できるということですね。御所市は議員の報酬は三十九万円ですね。報酬三十九万円で政務活動費は月額二万円、年間二十四万円ですね。次、葛城市はどうかと言いますと、市議会議員の報酬は議員で三十七万円ですね、政務活動費はありません。宇陀市は市議会議員の報酬は三十三万円で、政務活動費は月額三万円、年間三十六万円、五條市と一緒にです。こういう状況になるわけでありまして。まあ議員定数が五條市が一番少ないですから議員の歳費に関わる合計の費用はどうなるかちよつと正確な比較はできておりませんが、しかし議員の報酬が一番高いわけでありまして。政務活動費も一番高いわけでありましてね。

したがって、このような状況の中で期末手当、もう既に夏も冬も百一万五千二百七十七円を支給されている状況の中で、更に三万三百五十五円を引き上げる、また来年においても少しの引上げになるわけでありまして、私はこういう議員の引上げよりも、同じ時間仕事をしていただいても大変待遇が低い、パートや臨時の職員さん等々の待遇改善に回すべきであるという考えから反対するものです。

今日の新聞では奈良県議会議員の、ここは基本報酬ですね。期末手当はなしに、基本報酬を引き続き減額するということが昨日の最終県定例会で決定されている状況であります。

したがって、そういったことも含めまして五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に対する条例の反対討論とさせていただきます。

御賛同のほど、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより十議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第四十三号、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十四号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十五号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅設置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十七号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第五十号、五條市立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第五十一号、五條市立奈良良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十一号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十三号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、議第五十五号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号及び議第六十二号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）ただいま議題となりました、議第五十五号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号及び議第六十二号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十五号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和六年度に統一保険料水準となることから、計画的段階的に保険税の改定を実施できるよう、県と協議の上策定した『五條市保険税方針』に沿い、税率改定をするもので、課税額全体で、所得割額は一三・二〇パーセントから一三・九〇パーセントに上昇、被保険者均等割額は五万一千八百円から五万四千五百円に増額、世帯別平等割額は二万七千六百円から二万八千円に増額になるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、言葉だけでは分かりにくいので、一覧表にして後日教えていただきたいとの意見があり、私の方から、後日委員全員に一覧表の配布を依頼し、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十六号、議第五十七号 市道路線の認定並びに議第五十八号、議第五十九号 市道路線の変更の四議案につきましては、議第五十六号、市道路線の認定につきましては、市道二見三六号線で、国土交通省による国道二四号歩道整備に伴い、新規に認定道路とするもので、延長は六九・〇メートル、幅員は四・九メートルから一〇・九メートルで、起点を二見一丁目八〇七一三番地先までとするもので、次に、議第五十七号から議第五十九号につきましては、新庁舎建設に伴う道路新設改良工事を行うため、市道路線の認定及び市道路線の変更を行うもので、議第五十七号 市道路線の認定につきましては、市道岡口三号支線で、現道の市道岡口三号線の起点を変更するため、新たに市道岡口三号支線として、新規に認定道路とするもので、延長は八二・六メートル、幅員は三・四メートルから四・六メートルで、起点を岡町七四七―二番地先から終点を岡町七六〇番地先までとするもので、次に、議第五十八号 市道路線の変更につきましては、市道岡口三号線で、新庁舎建設に伴う道路新設改良工事による起点変更及び形状変更で、それに伴い延長は七六四・二メートルが、変更後は七七六・七メートルとなり、起点が岡町七四七―二番地先から、岡口二丁目二二―二番地先になり、次に、議第五十九号 市道路線の変更につきましては、市道岡口九号線で、市道岡口三号線道路新設改良工事に伴う終点変更で、延長は二四三・五メートルが、変更後は二一八・五メートルとなり、終点が、岡口二丁目二二―五番地先から、岡口二丁目一九―二番地先になるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、市道二見三六号線は国土交通省が工事を行っているが、かし担保責任についてただしたのに対し、「道路

を引き継ぐに当たり二度の現地立会いで、修繕及び道路清掃をしてもらい、異常はないと考える。ただし、今後道路沈下等に関しては、市の負担での作業となる。」との答弁があり、委員から、今後道路沈下等で五條市が責任を負うことのないようにしてほしいとの意見がありました。

また、委員から、市道二見三六号線の起点と終点に隣接する道路について問題がないかただしたのに対し、「終点は、国道二四号と接しており、起点は、国土交通省から市へ受け継ぐ条件として市道を上りきったところに回転帯を設置しており、問題はない。」との答弁がありました。

また、委員から、市道岡口三号線で、用地交渉は全て済んでいるかただしたのに対し、「おおむね済んでいる。」との答弁があり、委員から、先に道路がしゅん工してから市道認定をするのではないかとただしたのに対し、「先に市道認定をしていたから、工事の着工をした。」との答弁があり、委員から、まだ道路ができていないのに先に市道認定をする理由をただしたのに対し、「道路ができてから市道認定をしてもどちらでも構わないが、なぜ市道認定を今行うかは、地権者の方々におおむね了解をもらっていること、また、工事施工に当たり国土交通省の交付金をいただくときに、路線名がないと工事ができないこと等である。」との答弁がありました。

また、委員から、市道岡口三号線の着工、しゅん工の見通しについてただしたのに対し、「工事は、速やかに着工し、しゅん工は令和三年を目指している。」との答弁があり、また、委員から、市道岡口三号線の進捗状況をただしたのに対し、「家屋の解体作業が完了しているところもあるが、工事を発注するに当たり、円滑にスムーズにしゅん工できるよう発注を考えている。」との答弁があり、委員から、新しい道路の安全対策への配慮についてただしたのに対し、「警察協議はしている。道路の交差部分については、直角に近く当たるように計画をし、用地買収、用地交渉をしている。」との答弁があり、委員から、市道岡口三号線がしゅん工すると将来的に新庁舎への中心となる道路と思うが、大型バス等の通行も前提に計画しているかただしたのに対し、「大型バスの通行は考えていない。コミュニティバスの通行は考えている。大型バスは、市道須恵四号線、本陣交差点から踏切を通って、新庁舎へ通行する計画である。」との答弁があり、委員から、周辺には多くの方が住んでいて、歩行者も多いのでそのあたりを十分考慮した上で、道路整備を進めていただきたいとの意見があり、本四議案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、五條市指定管理者候補選定委員会において、選定された指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所は、株式会社あすも代表取締役中谷暁人 五條市本町二丁目五番一七号で、指定の期

間は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、三年間の収支についての増減理由をただしたのに対し、「平成二十九年度の人件費が多くなった原因は、平成二十九年度途中に、指定管理者の役員交代、スタッフの交代等があり、人件費が多くなったと聞いている。」との答弁があり、委員から、利用料が減っていると思うが、極端に減った要因について何らかの改善策を指定管理者と協議しているかただしたのに対し、「平成三十年利用料金が減った要因は、昨年の台風により関西国際空港連絡橋が破損し、空港が閉鎖された時期にキャンセルが相次いだことと聞いている。また、今年の五條市行政改革推進本部会議等で、営業成績が伸び悩んでいることで大変厳しい意見があったことを、現在の指定管理者に伝え、今後の集客による取組等、いろいろ検討していたくようお願いしている。」との答弁があり、委員から、どうすれば営業収益が上がっていくのか、地域に人を呼び込むことができるのか、いろいろな観点から検討して知恵を出していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、宿泊料金が高いのではないかとただしたのに対し、「宿泊料金は上限を決めており、その範囲内で指定管理者が、宿泊料金を決めて運営している。『離れ』は平日二人で三万円、一人当たり一万五千円で人数が増えることに若干安くなっていく料金設定等になっている。」との答弁があり、委員から、利用者数の多い月をただしたのに対し、「平成三十年の実績では、四月、五月が多く、十二月から三月までは、閑散期である。」との答弁があり、委員から、閑散期における宿泊料金について、もっと利用していただけるように検討してほしいとただしたのに対し、「市としては宿泊料金の上限を決めているので、指定管理者と閑散期の集客の取組等について、協議したい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市応急診療所の運営について」報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしましたので、

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十二番大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきましたので、第五十五号、五條市国民健康保険税条例の一部改正に対する反対討論をいたします。

今回の条例改正におきまして、幾ら引き上げられるのかということを実際の数字で明らかにさせていただきたいと思えます。

まず、医療保険分はどうかといいますと、医療保険分の所得割は〇・一〇パーセント上がります。均等割はそのままです。平等割もそのままです。そして後期高齢者医療支援分はどうかと言いますと、所得割で〇・三〇パーセント上がります。均等割は二千円上がります。平等割は四百円上がります。次、介護保険分はどうかと言いますと、所得割で〇・三〇パーセント上がります。均等割では七百円上がります。平等割はありません。

したがって、この引上げ分の合計は委員長報告にもありましたように、所得割で〇・〇七パーセントの引上げ、均等割で二千七百円の引き上げ、平等割で四百円の引上げということになります。県単位化になったことで県の方針で令和六年度ですか、統一にするということも理由にしておりますけれども、そして五條市と奈良県の国民健康保険会計の財政状況はどうかということも明らかにしておきますけれども、五條市は平成三十年度の決算では、収支差し引き五百二十二万三千六百五十七円の黒字であります。そしてまた平成三十年度の積立基金は三億円あります。国民健康保険の方針には不測の事態に備えて基金は一億五千万円以上必要だということになっておりますけれども、その倍に当たる三億円の基金が平成三十年度決算であるわけでありますね。そのように、こういう財政状況にあるにもかかわらず引上げの議案が出されていると、まあこれは県単位化による県の方針を基本とした値上げ案だと思えますけれども。

次にそして、奈良県の国民健康保険会計の状況はどうかと簡単に言いますと、きのう奈良県の最終議会がございましたけれども、この議会で令和元年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算が提出されております。補正額は二十六億七千三百四十一万円ですけれども、その内訳として国民健康保険財政調整基金積立金として十一億一千八百七十四万円、国庫返還金として十五億二千九百六十二万円、奈良県の国民健康保険会計も約十一億円以上、いわゆる積み立てるだけのお金が余っているわけですね。

こんな状況のもとで、やはり国民健康保険の支払額は平均して大体年間所得の二割に近づいていないのかと、それ以外でも消費税からいろいろ払わなければならない公共料金、税金がいつばいあるわけですからね、国民健康保険税だけでも大体平均二割に近づいているとい

う状況のもとで、国民健康保険税が払えない方には国民健康保険被保険者証を短期に変えたりいろいろやっていますし、最悪の状況として財産の差押え、競売ということも行われているわけですからね、これだけ五條市も奈良県も財源がある中で、そういう市民、県民の状況を考えてときに、令和元年統一料金という理由はありますけれども、もっとも五條市民と奈良県民の収入状況、生活の状況に気を配った県の方針に改めるべきだということを強調しまして、今回の引上げにつきましては反対させていただきます。

どうか御賛同の方、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより本六議案を採決いたします。

初めに議第五十五号、五條市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第五十六号、市道路線の認定についてから議第五十九号、市道路線の変更についてまでを一括して採決いたします。

本四議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十二号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会岩本 孝委員長。

〔決算審査特別委員長 岩本 孝登壇〕

○決算審査特別委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

認第一号 平成三十年年度五條市一般会計歳入歳出決算認定についてはほか八議案の各特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業会計決算認定につきましては、本年第三回九月定例会の当特別委員会における審査の過程において、委員の質疑に対し、理事者側の答弁が不明瞭であること、特に、上野公園シダーアリーナでの柔道畳の敷込み料、宿泊費に関する補助金、シダースーパーカップ柔道大会の宿泊費等について疑問がある等の理由で、閉会中の継続審査とすべきものとすることに決し、本会議においても認第一号ほか八議案は、閉会中の継続審査と決しました。

十二月十一日に開会いたしました当特別委員会において、認第一号から認第九号までの九議案について、協議に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

その概要を報告いたします。

委員から、一般会計歳入歳出決算認定については、支出に不明瞭、不適切な部分があるので認定はできないとの意見がありました。

また、委員から、各特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業会計決算認定については、認定はできるとの意見がありました。

こうして、当特別委員会に付託されました認第一号ほか八議案につきましては、十二月十一日に審査を終了し、認第一号 平成三十年年度五條市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、全員一致により不認定とすべきものとすることに決しました。

次に、認第二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認第八号 五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、採決の結果、全員一致により認定すべきものとすることに決しました。

次に、認第九号 平成三十年度五條市水道事業会計決算認定につきまして、採決の結果、全員一致により認定すべきものとすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九月十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますか、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本九議案につきまして採決いたします。

初めに認第一号、平成三十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は不認定であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立なしでございます。

よって本案は不認定とされました。

○議長（平岡清司）次に認第二号から認第八号までの平成三十年各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して採決いたします。
本七議案に対する決算審査特別委員会委員長長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本七議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本七議案は原案のとおり認定されました。

○議長（平岡清司）次に認第九号、平成三十年度五條市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、総合体育館における事務の執行についての特別委員会中間報告を議題といたします。総合体育館における事務の執行についての特別委員会山口耕司委員長。

○総合体育館における事務の執行についての特別委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、総合体育館における事務の執行についての特別委員会の検査の経過を御報告申し上げます。

本特別委員会は、総合体育館における事務の執行について検査を行うため令和元年第三回九月定例会におきまして設置され、地方自治法第九十八条第一項の権限が委任されました。検査期間は検査が終了するまでとし、閉会中も検査を行うこととされました。

委員には、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、養田全康議員、伊谷賢司議員、そして私、山口耕司の七名が選任され、九月十日本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選されました。

以下、本委員会の経過の概要を報告いたします。

初めに、九月十二日に議会委員会室において、本委員会を委員のみで開催し、今後の委員会の進め方について協議を行いました。

検査の手順としましては、検査が広範囲に及ぶことから「令和元年度 市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」（以下、「監査報告」という。）の目次「第五 監査の結果」の第一項から第五項の各項目に沿う順で理事者から書類の提出を求め、検査を進めることといたしました。

また、個人情報も多く取扱うことから、個人情報や理事者から提出される書類の取扱いについては特別な配慮を行うよう取決めにいたしました。

次に、本日までの検査の経過を報告いたします。

九月二十五日、十月二日、十月十八日、十月二十九日、十一月十二日、十二月二日の計六回、約十八時間にわたり、理事者の出席を要求し検査を行い、十二月十六日には、今後の検査について委員間協議を行いました。

また、十月十八日の検査終了後の委員間協議において、報道関係者からの委員会傍聴の申入れについて協議した結果、本委員会は報道関係者に対してのみ傍聴の許可をすることとしました。

その後、十月二十九日に開催された議会運営委員会で報告し、議会運営委員会の了承を得て、十月二十九日開催の委員会以降、報道関係者に対してのみ傍聴の許可をしました。

次に、検査の概要について報告いたします。

初めに、監査報告において指摘のあった事項については、おおむね確認を行い、その中において疑義がある部分について詳しく検査を実施しましたが、その中から何点かを抽出し報告いたします。

まず、柔道畳の購入及び敷込み等に係る事務についての事項についてです。

監査報告で報告されている、シダースーパーカップ柔道大会会場の設営において、シダースーパーカップ柔道大会実行委員会からシダースーパーカップ柔道大会畳設営委託業務として三十五万円と公園緑地課から柔道畳敷き込み業務として三十二万四千円の支払いをしており、提出書類を基に検査し二重払いであることを確認しましたが、そのような事案の起因については、現時点での検査において究明できておりません。

次に、柔道畳の敷込み委託について、シダースーパーカップ柔道大会以外の柔道畳敷込みの契約において、五條市物品・役務入札（見積）

参加資格を有しない時期に契約が行われたことを確認し、委員会においても不適切であると指摘しました。また、契約事務においても、申請されている届出印と、契約関係書類には違う印が使用されており、契約事務の執行についても不適切であることが判明しました。

次に、監査報告で報告されているシダースーパーカップ柔道大会でリースしたとされる六十四枚の畳についてです。

本委員会以前に、構造上法令により、柔道畳を保管できない総合体育館に柔道畳が保管されていることを議会が指摘し、担当課が柔道畳の移動を行いました。その際に五條市が購入した備品である柔道畳五百六十枚と所在の分からない柔道畳六十四枚がともに保管されていたことが判明し、委員から、その六十四枚の柔道畳についてただしたところ、「シダースーパーカップ柔道大会でリースしていた畳である。」との答弁がありました。

本委員会では、大会でリースしたとされる六十四枚の柔道畳がどのような経緯で五條東中学校に移され保管されたのか検査をしましたが、担当職員が退職したため聞き取りができず現時点の検査では原因を究明できておりません。

次に、合宿補助金についての事項につきましては、監査報告で、シダースーパーカップ柔道大会において、招待校の生徒や大会役員には、大会実行委員会から宿泊費全額が支払われているにもかかわらず、「五條市スポーツ・文化合宿支援補助金」が一名一泊一千円支払われていることについて、不適切であると確認はできましたが、検査を進めていくうちに、新たに次のことが判明しました。

理事者側から提出された資料により、委員から、シダースーパーカップ柔道大会において、大会に手伝いとして携わった方に対し、大会実行委員会から社会人の方と大学生と思われる方、学生と思われる方に区別され、本人の請求がないにもかかわらず謝金がそれぞれ支出されており、個人名を記入している領収書が添付されていたが、その領収書と宿泊者名簿とを照合すると、一部の宿泊者について、一日分の謝金しか支払われていないにもかかわらず、二泊分の宿泊費が大会実行委員会から支出されているなど、謝金の対象となる日数と宿泊費との整合性が取れていないことについてただしたのに対し、「大会には三日間参加しているが、大会の手伝いとしては一日のみであった。」などの答弁があり、明確な基準や回答が得られませんでした。

また、委員から、五條市内の中学生に対して謝金が支払われているかをただしたのに対し、「支出されている。」との答弁があり、委員から、手伝いをした本人が受け取ったのかをただしたのに対し、「顧問の先生が代表して受領している。顧問に確認すると、『部活動に必要な消耗品の購入に充当した。』との回答を得ている。」との答弁があり、委員から、謝金を部活動の経費に使うことを保護者に了解を得ているのかをただしたのに対し、「顧問から、『全ての保護者には確認を取っていないが、保護者の代表の方などに了解は得た。』と聞いている

る。」との答弁があり、謝金として生徒に行き渡っていない可能性があると判明しました。

次に、備品購入における入札に関する事項につきましては、監査報告で報告されている納入証明書の発行業者に関して、委員から、監査で明らかになっていない納入証明書入手の経緯を、四業者に確認したかをたまたしたのに対し、「納入証明書を添付している四業者に確認したところ、『他の取引業者を通じて手配したと記憶している。インターネットで調べた。書類の保管をしていないので分からない。二、三年前のことなので覚えていない。』との回答があった。」との答弁があり、委員から、落札しているにもかかわらず納入証明書の発行を受けている業者の連絡先が分からないというのは、納入証明書が正確なものか疑わしいと思うがどのように考えるかとたまたしたのに対し、「納入証明書を添付している業者がその発行業者の連絡先が分からないというのは甚だ疑問に思っている。」との答弁があり、委員から、納入証明書に記載されている住所に当該業者は実在するのかをたまたしたのに対し、「納入証明書に記載されている住所には存在しない。会社の履歴事項全部証明書を取得し、登記簿上は他の住所にあるということまでは確認できている。連絡を試みているがいまだ連絡はついていない。」との答弁がありました。

また、総合体育館の備品購入に係る入札事務の執行について検査を進める際に、総合体育館の「体育・スポーツ用品」の備品購入に関わる入札だけが特殊であったのかを検査するため、公園緑地課で行われた備品購入に係る高額な備品入札のうち、平成二十八年度に執行されたグラウンド整備備品の入札関連書類の提出を求め検査をしたところ、概要につきましては、八者を指名し、棄権が四者、辞退が一者で、応札が三者の入札となっており、応札者は総合体育館の備品の入札において高い落札率で落札を繰り返している四者のうち三者で、入札に参加者した三者は同一業者の納入証明書が添付されており、落札率は九七・八パーセントでした。

委員から、商品は仕様書により限定されていたのかをたまたしたのに対し、「仕様書では同等品可としている。」との答弁があり、委員から、仕様書で同等品可としながらこれだけ事細かく仕様を指定しているが同等品はあるのかをたまたしたのに対し、「この仕様書では同等品可というのかなというふうに考える。」との答弁がありました。

また、委員から、今、落札業者と諸事情により直接取引ができなくなっていると思うが、備品の修理についてはどのように対応するのかをたまたしたのに対し、「高度で特殊な修理については、添付されている納入証明書の発行業者に依頼することになるが、難しい。」との答弁があり、委員から、何が難しいのかをたまたしたのに対し、「納入証明書の発行業者との連絡がなかなかつかない。」との答弁があり、このことから、当該備品の入札の執行についても、総合体育館の備品の入札と同様に疑義があることが新たに判明しました。

十二月十六日に開催された委員会において、まだ究明できていない事案があることから、引き続き検査を継続することを決定いたしました。以上、総合体育館における事務の執行についての特別委員会の中間報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 以上で中間報告を終わります。

○議長（平

岡清司） 次に日程第五、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 発議第十二号 令和元年台風十九号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和元年十二月十七日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

〃 養 田 全 康

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号、令和元年台風十九号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

令和元年台風十九号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

台風十九号等の影響により東北、信越、関東、東海に掛けて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風十五号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちを掛けるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取組に総力を挙げてき

たところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求める。

記

- 一. 被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 二. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 三. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 四. 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 五. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 六. 「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十二月十七日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（牧野雅一）議長の職務を代行いたしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平岡清司議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（牧野雅一）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、平岡清司議員の退場を求めます。

〔平岡清司議員退場〕

○副議長（牧野雅一）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和元年十二月十七日

五條市議会副議長 牧野雅一 殿

五條市議会議長 平岡清司

辞職願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（牧野雅一）お諮りいたします。平岡清司議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（牧野雅一）御異議なしと認めます。よって、平岡清司議員の議長の辞職を許可することに決しました。

平岡清司議員の入場を許します。

〔平岡清司議員入場〕

○副議長（牧野雅一）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（牧野雅一）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（牧野雅一）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（牧野雅一）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第二号 議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

令和元年十二月十七日提出

五條市議会

○副議長（牧野雅一）意見調整のため休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩に入る

午後十二時五十八分再開

○副議長（牧野雅一）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○副議長（牧野雅一）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷議員。

○十二番（大谷龍雄）議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（牧野雅一）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長（牧野雅一）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（牧野雅一）ただいまの出席議員数は十二名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（牧野雅一）投票用紙の配布漏れはございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○副議長（牧野雅一）配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（牧野雅一）異常なしと認めます。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて
順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（牧野雅一）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（牧野雅一）開票を行います。
会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び窪 佳秀議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。
投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（牧野雅一）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

吉田雅範議員 七票

山口耕司議員 五票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって吉田雅範議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田雅範議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。
当選されました吉田雅範議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）ただいま議員皆様の御推挙によりまして議長に当選させていただきました。

今後とも、何分微力ながら、両輪のごとく理事者側と一生懸命に五條市のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
い申し上げます。

そしてまた、理事者の皆さんにも何とぞ御協力、御支援のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（牧野雅一）御協力ありがとうございました。
議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（吉田雅範）ここで前議長の平岡清司議員から議長退任の御挨拶をいただくことといたします。平岡清司議員。

〔三番 平岡清司登壇〕

○三番（平岡清司）退任に当たり御挨拶を申し上げます。

二年間皆様のお力添えを得まして議長の重責を全うさせていただきました。誠にありがとうございます。誠にありがとうございます。今年度におきましては、奈良県市議会議長会の会長市ということもあり、議員の皆様そして太田市長、職員の皆様のお力添えをいただき、心から感謝を申し上げます。

奈良県市議会議長会につきましては任期途中でありますので、交代となりますが新議長の吉田議長には引き続き各市の連携と協力のもと奈良県市議会議長会会長としての重責を果たしていただけるようお願い申し上げます。

さて今般、本市の事務執行に関する大きな問題が浮き彫りになっています。現在、議会の議決により設置されております特別委員会において地方自治法第九十八条第一項の規定により、総合体育館における事務の検査が鋭意進められています。これは議会が市の地位を決定する機関と異なる市政をチェックする機関として当然發揮すべき機能であります。市の事務執行については疑義を認めた上でしっかりとチェックするとともに、議会の責務と考えています。

そもそもこの問題は、市内の公立中学校に柔道畳六十四枚が保管されている事実を議会が確認したことで表面化し、その後監査委員から備品の購入に関する不適切な入札事務等が指摘され、また備品の購入に関すること、納入証明書発行に至っても業者との連絡が不通であるなどといった事実も確認されております。

現在、市においては特に疑義がある四業者の入札を控えるといった説明が本議会でもなされたところがあります。これらの備品購入については全ての市民の血税が使われております。今定例会でも理事者側から市の財政が非常に厳しいといった説明も受けました。財政が厳しいことを理由に市民の皆様にご我慢を求める中で、こうしたさまざまな事務を看過することはチェック機能である議会が自らの責任を放棄している

の批判も免れません。放置することは許されるものではありません。問題を残したまま議長職を退くことになり心残りではありますが、新議長のもと一日も早い解決に向けた取組を進め、その結果を議会の責任で市民の皆さんへもしっかりと報告していただきたいとともに、今後こういったことが起こらないよう、みんなで取り組んでいく必要があると考えます。

今後は一議員に戻り、この二年間の貴重な経験を市民の皆さんの幸せと本市の健全な発展のために活かしてまいります。理事者及び議員各位には今後とも御指導、御鞭撻をお願い申し上げます、議長退任に当たっての御挨拶いたします。

二年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）牧野雅一議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七条の規定により、牧野雅一議員の退場を求めます。

〔牧野雅一議員退場〕

○議長（吉田雅範）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和元年十二月十七日

五條市議会議長 吉田雅範 殿

五條市議会副議長 牧野雅一

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。牧野雅一議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって牧野雅一議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

牧野雅一議員の入場を許します。

〔牧野雅一議員入場〕

○議長（吉田雅範）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第二、選第三号を議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第三号 副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会副議長の選挙を行う。

令和元年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）意見調整のため休憩いたします。

午後一時二十四分休憩に入る

午後二時二十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）追加日程第二、選第三号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）副議長選挙は、投票でお願いします。

○議長（吉田雅範）副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（吉田雅範）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（吉田雅範）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼にに応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉田雅範）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田雅範）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に藤富美恵子議員並びに山口耕司議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（吉田雅範）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

養田全康議員 六票

伊谷賢司議員 六票

以上のとおりであります。

養田全康議員の投票と伊谷賢司議員の投票が同数であり、かつ投票数は法定得票数を越えております。よって地方自治法第百十八条の規定により準用する公職選挙法第九十五条の規定により、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順番をくじで決め、その順序に基づいて当選人は定めるくじを引いていただくことといたします。

以上、御了承願います。

養田議員並びに伊谷議員の登壇を願います。

〔養田全康議員、伊谷賢司議員登壇〕

○議長（吉田雅範）くじは一番から十番までのくじ棒が入っていますので、この中から最も小さい番号のくじを引いた者を第一順位と決め、当選人の決定もこの例により最も小さい番号のくじを引いたものを当選人と定める。

それでは、まずくじを引く順序をお決めください。

〔くじ〕

○議長（吉田雅範）ただいまのくじの結果、十番養田議員から当選人を定めるくじをお引き願います。

〔くじ〕

○議長（吉田雅範）くじの結果を報告いたします。

養田全康議員が当選のくじを引かれました。よって養田全康議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました養田全康議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。

当選されました養田全康議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○二番（養田全康）まず初めに、御推挙くださいました皆さん、本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

くじということで、より身の引き締まる思いであります。しっかりと今後も五條市の市政運営に対して尽力していきたいと、そのように決意申し上げます。当選の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）ありがとうございました。

ここで前副議長の牧野雅一議員から副議長退任の御挨拶をいただくことといたします。牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一）まずもつては新たな正副議長、御当選おめでとうございます。

この一年間、平岡議長とともに市政の運営、議会の運営に関して皆さん御協力いただきありがとうございました。

今後は一議員に戻りまして、皆さんと共に市政の議会運営についてまい進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。この際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加したいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつてこの際、常任委員会委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及びに日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第三、選第四号を議題とします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第四号 常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により、委員の所属変更を行う。

令和元年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）意見調整のため、休憩いたします。

午後二時五十三分休憩に入る

午後六時三十分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）追加日程第三、選第四号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

お手元に配布いたしました名簿のとおりそれぞれ常任委員会委員の所属を変更したいとの申出があり、委員会条例第六条第三項の規定により許可いたしましたので、御了承願います。

また、常任委員会委員の選任につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布しております名簿のとおり、それぞれ指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）総務文教常任委員会、大谷龍雄、藤富美恵子、吉田雅範、山口耕司、牧野雅一、伊谷賢司。

厚生建設常任委員会、福塚 実、岩本 孝、窪 佳秀、吉田 正、平岡清司、養田全康。

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

山口耕司議員、吉田 正議員、吉田雅範議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員及び養田全康議員から議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により許可しておりますので、御了承願います。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。この際、欠員となっております議会運営委員会委員の選任を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（吉田雅範）異議なしと認めます。よってこの際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。
これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第四、選第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第五号 議会運営委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和元年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議会運営委員会、山口耕司、福塚 実、岩本 孝、窪 佳秀、牧野雅一、平岡清司。

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

福塚 実議員、伊谷賢司議員、大谷龍雄議員、牧野雅一議員、平岡清司議員及び養田全康議員から地域活性化及びインターチェンジ周辺整備特別委員を、岩本 孝議員、吉田 正議員、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員及び窪 佳秀議員から議会改革特別委員を、養田全康議員、牧野雅一議員、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員及び伊谷賢司議員から新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員を、吉田 正議員、養田全康議員、山口耕司議員、福塚 実議員、岩本 孝議員、牧野雅一議員及び平岡清司議員から自衛隊駐屯地誘致特別委員をそれぞれ辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により許可いたしましたので、御了承願います。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。

この際、欠員となっております特別委員会委員の選任を日程に追加したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（吉田雅範）異議なしと認めます。よってこの際、特別委員会委員の選任を日程に追加することに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第五、選第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第六号 特別委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和元年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（吉田雅範）本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）地域活性化及びインターチェンジ周辺整備特別委員会 大谷龍雄、藤富美恵子、福塚 実、牧野雅一、養田全康、伊谷賢司。

議会改革特別委員会、藤富美恵子、吉田雅範、山口耕司、窪 佳秀、吉田 正、平岡清司。

新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会、大谷龍雄、藤富美恵子、吉田雅範、山口耕司、窪 佳秀、牧野雅一、養田全康。

自衛隊駐屯地誘致特別委員会、山口耕司、福塚 実、岩本 孝、吉田 正、平岡清司、養田全康、伊谷賢司。

○議長（吉田雅範）次に、議会広報編集委員会委員は、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、岩本 孝議員、牧野雅一議員、平岡清司議員及び伊谷賢司議員の七名の方をお願いいたします。

意見調整のため休憩いたします。

午後六時四十三分休憩に入る

午後七時二十六分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほど申し上げました議会広報編集委員会委員の委員名に誤りがありましたので、改めて委員名を申し上げます。

議会広報編集委員会委員は、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、岩本 孝議員、平岡清司議員、養田全康議員及び伊谷賢司議員の七名の方をお願いいたします。（「三番」の声あり）三番平岡議員。

○三番（平岡清司）先ほど議会運営委員会で副議長養田全康議員が抜けておったので、入れるということになっていたと思うんですけども、今ここで見たら牧野雅一議員が抜けておるんやけれども、議会運営委員会のとくと違うんやけれども、どないなっていますか。

○議長（吉田雅範）議会運営委員会の委員長、交代を牧野議員してくれましたよね。人数が多すぎるということで、引くということで。（「三番」の声あり）平岡議員。

○三番（平岡清司）人数多いとか少ないとかと違って、先ほど議会運営委員会の中で決めましたやんか。それを議会運営委員会のメンバーに報告しないでここで出ているのは何でかなと、お尋ねしているんです。

○議長（吉田雅範）暫時休憩いたします。

午後七時二十八分休憩に入る

午後七時三十四分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

去る十二月二日、今定例会の会議録署名議員として、養田全康議員が指名されましたが、本日副議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 異議なしと認めます。よってこの際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

を新たに指名いたします。

三番 平 岡 清 司 議員

○議長（吉田雅範） 次に日程第六、同第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 同第十号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上げいただきました同第十号、五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち辰巳信也委員が令和二年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり同意を求めるものであります。

お手元にお配りをしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

辰巳氏は昭和四十八年から平成二十二年までの長きにわたり五條市に奉職し、教育総務課長、市長公室長を歴任され、退職後は五條市立中央公民館の館長を務められ、人格が高潔で地方自治に精通しており人事行政にも高い識見を有する人であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。

この際、本日提出されました同第十一号を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）異議なしと認めます。よってこの際、同第十一号を日程に追加することに決しました。

○議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。
これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第六、同第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）同第十一号 五條市監査委員の選任について。

○議長（吉田雅範）地方自治法第一百七十七条の規定により、岩本 孝議員の退場を求めます。

〔七番 岩本 孝退場〕

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第十一号、五條市監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、議会議員から選任をいたしております養田全康委員より令和元年十二月十七日付けで辞職願が提出されましたので同日付けをもって受理をいたしました。

養田議員には在任中、適正な監査の執行に御尽力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

後任といたしまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会議員のうちから選任する監査委員には、岩本 孝議員にお願いするものであります。

同議員は人格が高潔で財務管理を始め経営管理、その他市の事務事業に優れた識見を有する方であります。

議員各位には何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

岩本 孝議員の入場を許可します。

〔七番 岩本 孝入場〕

○議長（吉田雅範）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたします。と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議各常任委員会において議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

また時節柄、健康には十分御自愛いただき良い年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和元年第四回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には会期中慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

本定例会に提出いたしました議案につきましては、可決、御同意をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

また、役員改選におきましては吉田雅範議長、そして副議長には養田全康議員が選出され、新体制のスタートを切っていただく運びとなりました。議員各位には今後とも本市の発展にさらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の一般質問において議会が検査権を執行している件について、議員から調査する気があるのか、うやむやにしようとしていると思えないとの発言があり、私の市政を問う質問もありました。しかしながら本会議でも特別委員会でも申しておりますように、警察当局の捜査中の事案でもありますので、その動きにも注視しながら結果を見極めしつかりと検証することにしております。

また、市が損害を与えられたことが判明した場合、その事実や内容が明確になり次第、顧問弁護士と相談の上で、本市の損害相当額を賠償請求し、迅速な対応をしたいと考えております。

なお、今回の一連のことで市民の皆さんを始め関係者に市政の運営に対する不安や不審を抱かせたことについては、関係職員はもとより私の道義的な責任は免れないものと考えております。

また、本定例会中に一部の議員からの質問の中で、職員のことについても御質問がございました。これは議員が職員を心配してくださったことと思いますが、一方で、議会で検査が行われている件では、公務中にもかかわらず執務室や執務室外で長時間にわたり当該職員を拘束していた議員の存在について報告を受けており、結果的には問題となっている事件につながった要因の一つになった可能性があり、このことが

あつてからは全庁的に関係者以外執務室への立入りを厳しく制限をしております。議員が特定の職員を呼び出すことで追い込まれ負担となつたことも不本意な結果につながる要因の一つになったものと考えます。

また、本定例会開会時にも申し上げましたが、本市の財政状況は厳しさを増しており、我々常勤の特別職の給与改定についても平成二十七年より凍結するなど予算の削減に努めてまいりましたが、今回定例会の一般質問において議員各位からも市の財政状況を懸念する質問がありました。本定例会に提出した議員報酬等に関する条例の一部改正は議員一人当たり年間三万円余りの報酬の引上げを求めるというものであり、本会議では六対五で可決となりましたが、このように意見が拮抗したことは大きな意味があると考えており、議員自らも身を切る判断で五條市の財政状況がいかに厳しいかを市民の皆さんに示していただいても良かったのではないかと、大変残念でなりません。

今後五條市の状況を御認識いただき、更なる意識を高め市民の皆さんに対しても議員自らの態度で示していただけるように切にお願いを申し上げます。

私は次の世代を担う子供たちに責任を持って夢と希望に溢れる未来を引き継ぐため、今後とも今やるべきことをしっかりと取り組んでまいりる決意でありますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年も残すところあとわずかとなり寒さもいよいよ厳しくなっております。議員各位には年末年始多忙な日々が続くことと存じますが、どうか健康には十分御留意していただき、御家族おそろいで輝かしい令和二年の新春をお迎えくださいますよう心から祈念申し上げます、閉会に当たりましたの御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和元年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後七時五十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 大谷龍雄

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員
平	養	伊
岡	田	谷
清	全	賢
司	康	司

